

(案)
公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会
ワーキング・グループ運営要領

1. 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」（以下「検討会」という。）の第1次報告書における通報者保護の要件・効果等に関する検討結果（今後の方向性及び検討課題）を踏まえ、法律的・専門的な観点から更に検討を加えるため、検討会の下にワーキング・グループ（以下「WG」という。）を設置する。
2. WGの構成員は、検討会の座長が指名する者により構成する。WGには座長を置き、座長はWGの構成員の互選により選任する。
3. 座長は、WGの構成員の中から座長代理を指名する。座長代理は、座長を補佐し、座長不在等のときは、座長の職務を代理する。
4. WGは、原則として公開する。また、配布資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、個人情報又は個別の企業等に係る情報を取り扱う場合その他必要と認められる場合には、非公開・非公表にすることができる。
5. WGの撮影、中継及び録音は不可とする。ただし、会議の冒頭において、全体の風景を撮影等する場合であって座長が許可した場合を除く。
6. 検討会の委員は、WGにオブザーバーとして参加することができる（ただし議決等には加わらない）。また、座長は、必要に応じ、その他適当と認められる者をWGに参加させることができる。
7. WGの検討状況を、随時、検討会に報告することとし、検討会の委員は、検討状況に関し意見を述べるることができる。
8. この要領に定めるもののほか、WGの運営については、座長が定めるところによる。
9. WGの庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。

以上